

茨木市こども育成支援会議の所掌事務について

子ども・子育て支援法第七十二条第一項において、市町村は、条例で定めるところにより、下記の事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

茨木市では茨木市こども育成支援会議条例を定め、茨木市こども育成支援会議を設置しています。

記

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。→ **(特定教育・保育施設の確認)**
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。→ **(特定地域型保育事業者の確認)**
- 三 第五十四条の二第二項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。→ **(特定乳児等通園支援事業者の確認)**
- 四 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。→ **(市町村子ども・子育て支援事業計画)**
- 五 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

参考資料

- ・ 子ども・子育て支援法（第 31 条、第 43 条、第 54 条の 2、第 61 条、第 72 条）
- ・ 茨木市こども育成支援会議条例